

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由				
<p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 383 506 518"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u></td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u>	<p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 383 1637 518"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構 スマートコアファシリティ推進機構</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構 スマートコアファシリティ推進機構	<p>新たに「スマートコアファシリティ推進機構」が設置されることに伴う改正</p>
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構 <u>(新設)</u>						
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構 スマートコアファシリティ推進機構						

附 則 (令和3年10月13日経教規則第8号)
この規則は、令和3年10月13日から施行する。